

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 知事等の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

人事課

（県例規集登載）

### 【人事委員会】

○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

〃

（以上県例規集登載）

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十九号

知事等の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事等の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

知事等の期末手当に関する規則（平成二十一年岡山県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「三級以上の等級に昇任している」を「その等級が三級以上である」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 平成28年12月22日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第三十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第六のイ 行政職給料表昇格時号給対応表の表中

40	41	36	36
40	41	36	36
41	42	37	37
41	42	37	37
42	43	38	38
42	43	38	38
42	44	39	39
43	44	39	40
	45		

に改める。

別表第六のニ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表及び別表第六のホ 小学校・中学校

53	54	54
54	55	55
54	55	56
55	56	57
55	56	57
56	57	58
56	57	58
57	58	59
58	59	59
59		60

を に、

65	67	66
66	67	66
66	67	66
66	67	66
66	68	66
66	68	66
66	68	66
67	68	66
67	68	66
67	69	66
67	69	66
67	69	66
67	70	66
68	70	66
68	70	66
68	71	66
68	71	66
68		67

を

65
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68

平成28年12月22日 岡山県公報 号外

別表第六のり 医療職給料表(三)昇格時号給対応表の表中

82
82
82
82
83
83

41
42
42
42
42
42

に改める。

37
38
38
38
38
39
39
39
39
39
39
40
40
40
40
40
41
41
41
41
41

40
40
40
40
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43

を

61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
38
38
38
39
39
39
40

に、

62
62
63
63
63
63
63
64
57
58
58
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60

を

36
36
37
38
39
58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
62
62

に、

36
37
37
38
38
38
39
39
40
32
32
32
32
33
33
34
34
35
35

を

別表第六のへ 研究職給料表昇格時号給対応表の表中

32
32
32
33
34
35

69
69
70
70

に改める。

基準に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の

85		83
85	を	83
86	81	84
86	82	84
86	82	84
87	82	84
87	82	85
87	82	85
	83	85
	83	85
	83	86
	83	86
	83	86
	84	86
	84	87
	84	87
	84	87
	84	87
	85	88

に改める。

# 平成28年12月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第三十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2項職員	3項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 50,600	円 30,000
1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	27,000
2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	24,000
3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	21,000
4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	18,000
5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	15,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	48,800	12,000
7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	47,000	9,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	45,200	6,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	43,400	3,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	41,600	
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	39,800	
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	38,000	

平 成 2 8 年 1 2 月 2 2 日 岡 山 県 公 報 号 外

13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	36,200	
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	34,800	
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	33,400	
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	32,000	
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	30,600	
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	29,200	
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	27,800	
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	26,400	
21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700	25,800	
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700	25,200	
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200	24,200	
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300	23,600	
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	23,000	
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	22,400	
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	21,800	
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	21,000	
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	20,700	
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	20,300	
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	19,700	
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	18,800	
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	17,900	
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	17,200	

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。



◎岡山県人事委員会規則第三十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項及び第二項中「三級以上の等級に昇任している」を「その等級が三級以上である」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の九十九以上百分の百六十」を「百分の百十二以上百分の百八十」に、「百分の百二十五以上百分の二百」を「百分の百三十八以上百分の二百二十」に改め、同項第二号中「百分の八十八以上百分の九十九」を「百分の九十九・五以上百分の百十二」に、「百分の百十一以上百分の百二十五」を「百分の百二十二・五以上百分の百三十八」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十七」を「百分の八十七」に、「百分の九十七」を「百分の百七」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十三条第一項及び第十三条の二第一項の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。